

注 文 書

契約番号 2025001639

件 名 たな卸 量水器購入
(φ 13mmショート新品・バーター)

添付書類

1. 仕様書

上下水道部経営管理課

大崎市上下水道部水道メーター新品仕様書（バーター購入）

第1章 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、大崎市上下水道部が水道メーターを購入する場合に適用する。

2. 適用法令及び適用規格

メーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等の最新版を適用する。

①計量法関係

②水道法関係

③日本産業規格及びその引用規格（最新版を適用する。）

④その他関連する法令等

3. メーターの購入

メーターの購入は、「下取りあり新品購入」とする。「下取りあり新品購入」とは、使用済みメーターを引き渡し精算し購入することをいう。（バーター購入ともいう。）

尚、下取りメーターはメーカーを問わないものとし、購入数量と下取り数量が相違する場合がある。

また、下取りメーターの引渡し日、引渡場所については、大崎市上下水道部が指定したとおりとし、送料は契約業者負担とする。

なお、下取りメーターの引渡しについては、必要な人員を契約業者において配置すること。

4. 検定期間（有効期間）

メーターの有効期間は、納入月から起算して96ヶ月以上有していること。

5. 納入期限

納入期限は、令和8年4月10日とする。

6. 保証

①納品後1年以内にメーターに異常が生じ、その原因が材質、構造上の欠陥及び組立の過誤等で契約業者によることが明らかな場合は、契約業者の責任で代品を納入することとする。

②検定有効期間の満了内にメーターの異常が疑われた場合、その原因を調査・報告するとともに、速やかに対応しなければならない。

7. 支払い

支払いは、納入後に契約書に基づき支払うものとする。

8. 暴力団等の排除

- 1 この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- 2 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3 この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

9. その他

本仕様書に掲げる事項及びその他の事項について疑義を生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて両者協議の上定めるものとする。

第2章 仕様

1. 購入メーターの種類、表示形態、ネジ型式、計量特性、年度内発注予定数、下取り予定数

口径	種類	表示形態	ネジ	計量特性		発注 予定数	下取り 予定数
				Q3	Q3/Q1 (R)		
13	接線流羽根車式単箱 型・乾式（ショート）	アナログ・デジタル 併用表示	上水 ネジ	2.5	100	1,000	1,000

2. 材質

①メーター各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、厚生労働省令（平成9年厚生省令第14号）「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合しているものでなければならない。

②メーターの外ケースの材質は、鉛レス銅合金とし、その鉛含有量は0.25wt%以下であり、耐久性及び耐食性を有するものとする。

3. 塗装

メーターの塗装は、プラスチック蓋（両面）のみとし、上下ケースの塗装は無塗装（酸化防止処理は施すこと）とする。

塗装色は水色、日本水道メーター工業会番号 JWMM00-A03 日塗工色番号 A69

－ 5 0 T とする。

4. 表示及び打刻

- ①有効期限シール，検定証印及び基準適合証印をプラスチック蓋裏面に貼り付け，表示すること。
- ②メーター番号をプラスチック蓋表面及び上ケースに明瞭に打刻すること。尚，メーター番号については，発注時に大崎市上下水道部で指示するものとする。

5. 付属品

- ①口径 1 3 から 4 0 までについては，メーター 1 個につきパッキン 2 枚を納入箱ごとに袋詰めすること。 また，電子メーターについては，個別受信機 1 個と封印，その他付属品を添付すること。パッキンの材質は黒合成ゴム（J I S N B R－8 0）とする。
- ②口径 5 0 以上については，ボルト・ナットの必要本数，全面フランジガスケット（材質は①と同じ） 2 枚，個別受信機 1 個と封印，その他付属品を添付する。
また，ケーブルの長さについては，1 5 m とする。

第 3 章 納品及び検査

1. 納品時期については，以下のとおりとする。

- 納品日時については，事前に大崎市上下水道部と打合せを行い決定すること。
- 搬入場所及び積み方については，大崎市上下水道部の指示によるものとする。
- 送料は契約業者負担とする。
- 水道メーターの納品については，必要な人員を契約業者において配置すること。

2. 梱包については，メーター輸送中の破損防止等のため，運搬に適する大きさのプラスチック箱とし，ネジ部にネジキャップをつけること。また，箱毎に口径，個数，番号等を表示すること。

3. 検査は，契約書，仕様書，発注書，その他関係書類により，次の納品検査を行う。

また，検査の結果不合格となったメーターについては，大崎市上下水道部の指示に従い，速やかに対応すること。

4. 検査項目は次のとおり。

- ①納品数量及び番号刻印の確認
- ②外観検査 ③有効期限シール，検定証印及び基準適合証印
- ④付属品の確認 ⑤器差試験成績表

[illegible]

積 算 内 訳 書

品 名	規 格 等	単位	数 量	単 価	金 額	備 考	
						参考品又は 同等品の区分	メーカー名, 品名, 品番
量水器	φ13mmショート 新品・バーター	個	1,000				
小 計							
消費税及び 地方消費税額							
合 計							